令和５年４月１２日

保護者の皆様

八王子市立第七学校
校長　守屋　和広

学習用端末の持ち帰りに係る確認

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。
八王子市では、一昨年度から GIGA スクール構想に基づき１人１台の学習用端末を利用した教育活動が本格的に実施されております。
本校では１人１台の学習用端末の家庭への持ち帰りを行っております。学習用端末の利用にはインターネットへの接続と学習用アカウントの使用が伴うことから、本校においてこれらの適切な利用について指導を行います。
つきましては下記にこれまでの指導内容及び家庭での使用にあたる確認事項をお知らせいたしますので、お子様とご確認いただき、ご家庭においても学習用端末が適切に活用できるよう、ご協力をお願いいたします。なお、これ以降に児童・生徒が学習用端末の利用を開始することをもって記載事項への同意とさせていただきます。ご不明な点がある場合には学校へお問い合わせください。

記

１　学習用端末の家庭での利用に係る確認

（１）適切な利用について

・学習用端末は八王子市が貸与しているものです。大切に扱うようにしてください。
・持ち帰る学習用端末は学校の教育活動に関連することに使用してください。
・使用する場所は自宅とし、使う時間や使いみちを家庭で確認してください。
・午後 11 時から午前５時までは利用できない設定になっています。
・家庭での学習用端末の利用に係る通信には家庭のインターネット回線を使用してください。
・長時間画面を見続けることなく、細かく休憩しながら使います。就寝前の利用は控えてください。
・学習に関係のないウェブサイトにはアクセスしないでください。
・学習用端末を使用した際には必要に応じて充電してください。
・アプリケーションの操作、サイトの閲覧、カメラの使用など、端末の利用状況は記録（ログ）として残ります。学習用端末の適切な使い方をよく考えて利用してください。

（２）禁止行為について

・以下の行為を禁止します。

・学校の教育活動に関連すること以外での利用
・アカウントの他人への貸与や公開、他人のアカウントへのログイン（なりすまし）
・同意を得ない撮影や盗撮・録音や盗聴、他人を傷付けたり嫌な思いをさせたりする書き込み等
・インターネットサービス等への課金やオンラインショッピング
・SNS 等を利用し、私的な連絡手段としての利用
・自分や他人の個人情報（名前や住所、電話番号など）のインターネット上への発信
・学校から発信された文書や映像、音声（児童・生徒や教員の肖像を含む）のコピー及び発信
・端末及び電源アダプタの分解、破壊
・端末及び電源アダプタの他人への又貸し、改造、売却

上記行為をした場合は、民事上、刑事上の法的責任を問われることがあります。
また、上記行為が発覚した場合、端末及びアカウントの利用を停止する場合があります。

２　児童・生徒の保護

・学習用端末にはフィルタリングサービスが設定され、悪意のあるサイトから守っています。
・紛失や盗難の際には学校からの連絡により市教育委員会が該当する学習用端末の利用を停止します。

３　不具合への対応

・故障、破損、紛失、盗難があった場合には速やかに学校へ報告をお願いします。

４　その他

・詳細については「ICT 活用の手引」及び「GIGA スクール説明会（家庭向け）」をご確認ください。

ICT 活用の手引	GIGA スクール説明会

【問い合わせ先】
八王子市立第七学校
担当：西原　禎貴
０４２－６６１－１５４５